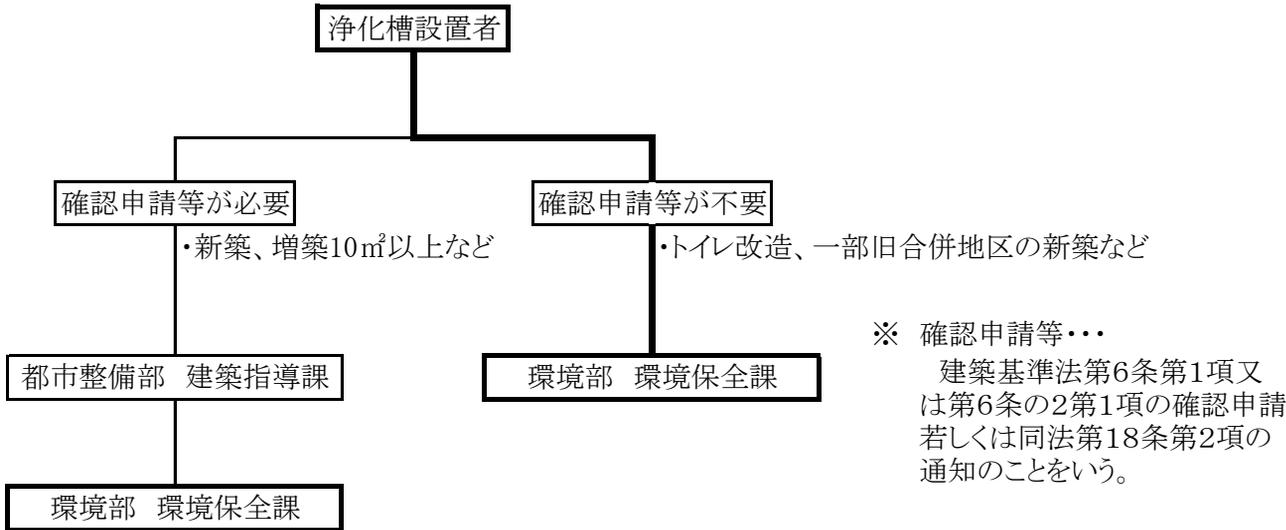


浄化槽設置等手続きの手順

1. 浄化槽設置手続き



必要書類(3部) ※正本1部、副本2部でも可

- (1) 浄化槽設置届出書(別記様式第1号)
- (2) 浄化槽構造図(型式認定を受けた浄化槽にあつては型式認定シート)
- (3) 浄化槽処理対象人員算定表
- (4) 建物の周辺図及び配置図(浄化槽位置記載)、建築物各階平面図(面積用途明示)
- (5) 給排水管図
- (6) 設計計算書 ※(4)～(6)は1枚にまとめて可
- (7) 型式認定を受けた浄化槽以外にあつては処理工程図及び仕様書(容量計算、配筋計算及びシーケンス図)
- (8) 分譲マンション、建売住宅団地等で全体の汚水を集合処理する浄化槽であつて、入居者による管理が必要な場合は管理組織の結成を成約する書類
- (9) 誓約書(様式第2号)
- (10) 情報の取扱いに関する同意書(様式第3号)
- (11) 建築基準法第68条の10、第68条の26の規定に基づく認定品で工場製品については、上記のほか認定書、設計書、名称、浄化槽の概要(処理方式、処理対象人員、装置の概要、材質、仕様の概要等)
- (12) 一戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定における緩和措置の適用願い
 ※一戸建て住宅でただし書による人員算定の緩和措置の適用を受ける場合に限る
- (13) その他市長が特に行政上必要と認めて要求する書類

検査依頼書(様式第20号)の提出方法

検査依頼書(様式第20号)は、必要書類を添付し、環境保全課に提出

※浄化槽設置届出書の提出先ではなく、全て環境保全課に提出をお願いします。

(一財)長崎県浄化槽協会には、環境保全課からお渡しします。

- ◎ 原則として届出が受理された日から11日経過する(例:4/1届出なら4/12以降)まで工事着工することはできません(浄化槽法第13条第1項又は第2項の規定により認定を受けた型式に係る浄化槽の場合)。

その間に市が書類審査・現地確認を行い、受理書を発行します。

手続きの都合上、受理書の発行が工事着工予定日より遅くなる場合があるため、受理書を受理していない場合でも補助金申請は工事着工前に行ってください。工事着工も同様に予定日どおり着工して構いません。

◎ 放流先については、放流先の管理者(農業用水路管理者、水利権者、個人側溝の管理者、市道側溝管理者、県道側溝管理者等)への承諾を取るようお願いします(例:市道側溝に放流する場合、市土木部管理課に注水許可が必要)。
設置届出書への同意書の添付は必要ありません。

◎ 浄化槽の処理状況に関する統計調査を行うため住民記録を利用することがありますが、その調査において個人が特定されることはありません。また、それ以外の用途には利用いたしません。

2. その他手続き

いずれも、市長又は建築主事、指定確認検査機関に提出してください。

手続事項	処理区分	提出書類	提出部数
1 浄化槽工事の完了	完了届	工事完了届(様式第7号)	1部
2 浄化槽の使用開始	使用開始報告	浄化槽使用開始報告書(様式第8号)	1部
3 浄化槽技術管理者の変更	変更報告	浄化槽技術管理者変更報告書(様式第9号)	1部
4 浄化槽管理者の変更	変更報告	浄化槽管理者変更報告書(様式第10号)	1部
5 浄化槽の使用廃止	廃止届	浄化槽使用廃止届出書(環境省令様式第1号の3)	1部
6 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名	変更届	浄化槽届出事項変更届出書(様式第11号)	1部
7 放流先、放流経路又は放流方法の変更	変更届	浄化槽届出事項変更届出書(様式第11号)	1部
8 既設浄化槽が老朽化し、新しいものと取りかえる場合	廃止届	浄化槽使用廃止届出書(環境省令様式第1号の3)	1部
	新規設置届	設置手続き参照	3部
9 既設浄化槽の一部を改造する場合(処理能力の10%未満の変更)	変更届	浄化槽届出事項変更届出書(様式第11号) 新、旧構造図(改造部分を明らかにする構造図) その他必要な書類	1部
10 浄化槽の設置届出を提出し受理書を受領後工事着工前に規模構造等の変更を生じたとき	取り下げ届	浄化槽取り下げ届出書(様式第12号)	2部
	新規設置届	設置手続き参照	3部
11 受理書受領後、設置計画を中止し、設置しない場合	取り下げ届	浄化槽取り下げ届出書(様式第12号)	2部
12 建築物の延面積、用途、処理対象人員、日平均汚水量等が変わり既設の浄化槽で処理できる場合	変更届	浄化槽届出事項変更届出書(様式第11号) 建物の平面図 人員算定表 その他必要な書類(設計計算書等)	1部
13 建築物の延面積、用途、処理対象人員、日平均汚水量等が変わり既設の浄化槽で処理できない場合	廃止届	浄化槽使用廃止届出書(環境省令様式第1号の3)	1部
	新規設置届	設置手続き参照	3部

※ 2 浄化槽の使用開始・・・浄化槽法第10条の2第1項の規定により30日以内に提出

※ 3 浄化槽技術管理者の変更・・・浄化槽法第10条の2第2項の規定により30日以内に提出

※ 4 浄化槽管理者の変更・・・浄化槽法第10条の2第3項の規定により30日以内に提出

※ 5 浄化槽の使用廃止・・・浄化槽法第11条の3の規定により30日以内に提出

※ 上記以外・・・速やかに提出